平成２８年（フ）第１５９５号
福岡市早良区四箇６丁目８番43号
債務者　日下部義一
1　決定年月日時　平成28年11月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月４日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１５９６号
福岡市早良区四箇６丁目８番43号
債務者　日下部としえ
1　決定年月日時　平成28年11月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月４日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１６０６号
福岡県糟屋郡志免町片峰１丁目２番11―305号
債務者　永田　隆子（旧姓中垣）
1　決定年月日時　平成28年10月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月４日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１６２７号
福岡市南区弥永４丁目１番76―203号
債務者　西原　映子（旧姓谷川）
1　決定年月日時　平成28年11月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月４日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１６３０号
福岡県朝倉郡筑前町篠隈189番地７
債務者　相川　敏明
1　決定年月日時　平成28年11月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月４日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１６３１号
福岡市城南区西片江２丁目24番16号
債務者　一郎丸良枝
1　決定年月日時　平成28年11月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月４日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第３４５号
鹿児島県鹿児島市西佐多町280番地38
債務者　木下　優子
1　決定年月日時　平成28年11月４日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月４日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２８年（フ）第４９号
鹿児島県大島郡与論町大字茶花72番地
債務者　南舘恵美子
1　決定年月日時　平成28年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月４日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２８年（フ）第１８号
沖縄県石垣市字平得２番地１　グリーンスマイル３－Ｃ、住民票上の住所沖縄県石垣市字真栄里13番地４
債務者　川満　知美（旧姓前津）
1　決定年月日時　平成28年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月４日まで
那覇地方裁判所石垣支部

平成２８年（フ）第９３号
福島市宮代字乳児池97番地の１　ビューハイツＡ105
債務者　中野　雄樹
1　決定年月日時　平成28年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月６日まで
福島地方裁判所

平成２８年（フ）第８２号
福島県田村市船引町船引字扇田63番地　扇田団地18号
債務者　渡邉　　亨
1　決定年月日時　平成28年11月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月６日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２８年（フ）第７８号
群馬県桐生市稲荷町１番地６　サンデュエル桐生407号、住民票上の住所群馬県桐生市境野町６丁目580番地の２
債務者　猪瀬美智代（旧姓堀口）
1　決定年月日時　平成28年11月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月６日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２８年（フ）第２５４号
愛知県一宮市西出町27番地　コウエイハイツＡ―103号
債務者　木野有紀子
1　決定年月日時　平成28年11月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月６日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２８年（フ）第１７７号
三重県津市庄田町3590番地　マオリッツＡ―202
債務者　谷口　博樹
1　決定年月日時　平成28年11月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月６日まで
津地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第２８号
三重県南牟婁郡紀宝町鵜殿1698番地７
債務者　加藤　順一
1　決定年月日時　平成28年11月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月６日まで
津地方裁判所熊野支部

平成２８年（フ）第３７３０号
大阪府東大阪市御幸町９番21号　レオパレス101号、前住所大阪府東大阪市鷹殿町１番34号
債務者　中越　康仁
1　決定年月日時　平成28年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３９６７号
大阪市都島区東野田町４丁目２番18号　京橋マンション404Ｃ号
債務者　山田　健二
1　決定年月日時　平成28年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部